

ホワイトワールド尾瀬岩鞍利用約款

(適用範囲)

第1条 当社の経営するスキー場におけるスキーその他の雪上のスポーツや遊びに関する利用は、この約款の定めるところにより行います。

この約款に定めのない事項については法令の定めるところにより、法令に定めのないときには「国内スキー等安全基準」(全国スキー安全対策協議会・1994年8月改訂版)に準じるほか、一般の慣習によります。

(スノースポーツに内在する危険告知)

第2条 当社の経営するスキー場は利用者の安全を守るために最善の努力をしていますが、利用者の皆様には次の各項各号(危険箇所)のことがらをよく理解の上、事故なくご利用いただくよう告知いたします。

2 スキー(スノーボーダーは「スキー」を「スノーボード」と読み代えてください。その他の雪上滑走用具もこれに準じてください。)は、次のような特有の危険があることを承知の上、これを自分の注意により避けるようにして下さい。

- (1) 雪・風・霧・降雪・吹雪など、天候による危険
- (2) がけ・凸凹・側溝・沢など、地形による危険
- (3) アイスバーン・深雪・吹だまり・非圧雪・雪崩など、雪質や雪面状態による危険
- (4) 岩石・立木、切り株、岩石、露出した地表など、自然の障害物による危険
- (5) リフト施設、建物、雪上車両、人工降雪設備、標識、ネット、ポール、マットなど人工の障害物との衝突による危険
- (6) 他のスキーヤーとの接触による危険
- (7) みずからの失敗(事故転倒、スピードの出し過ぎ)による危険
- (8) 疲労・飲酒・薬の服用、体調不良による危険
- (9) 不適切な用具の使用による危険
- (10) その他、これらに類する危険

3 スキー場管理区域の外に出ないで下さい。管理区域内でもコースに指定されていない所(コース外)には出ないで下さい。

4 保護者の目の届かないところでのお子様の単独行動は、お止めください。

5 当スキー場では、この告知及び次条で定めるスキー場の行動規則の無視・軽視による事故に責任を負いかねます。

6 第2項から第5項までのことがらを承認できない方は、このスキー場でのスキーをお断りします。

(滑走にあたっての行動規則)

第3条 当社の経営するスキー場は、次の各号の行動規則を守ってご利用をお願いします。

- (1) 他人を傷つけたり、おびやかしてはならない。
- (2) 地形・天候・雪質・技能・体調・混雑等の状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも危険を避けるために止まれるよう、滑り方を選ばなければならない。
- (3) 前にいる人の滑走を妨害してはならない。
- (4) 追い越すときは、その人との間隔を十分にあげなければならない。
- (5) 滑りだすとき、合流するとき、斜面を横切るときはコース上部をよく見て安全を確かめなければならない。
- (6) コースの中で座り込んではいけない。せまい所や上から見通せないところでは立ち止まることも慎まなければならない。転んだときはすばやくコースをあけなければならない。
- (7) 登るとき、歩くとき、止まるときは、コースの端を利用しなければならない。
- (8) スキー・スノーボード、雪上滑走用具には流れ止めをつけなければならない。

- (9) 掲示・標識・場内放送等の注意を守り、スキーパトロール・スキー場係員の指示に従わなければならない。
- (10) 事故にあったときは救助活動と通報に協力し、当事者・目撃者を問わず身元を明らかにしなければならない。

(利用者の責任)

第4条 当社は、スキー場利用者が法令若しくはこのスキー場利用約款の規定を守らなかったこと等により当社が損害又は経費の負担を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償若しくは負担経費の支払いを求めます。

2 当社は、スキー場利用者がこの約款の第2条第3項の規定に違反しスキー場管理区域の外に出て、本人又は知人等から当社に遭難救助の申告があった時は、当社単独又は当社と関係官公庁等が協力して救助に当たります。当社は、救助終了後、捜索・救助に関係した人件費、雪上機器費用、索道運行費用、照明電気費用、その他負担経費の内容を明示して、支払いを求めます。

3 当社は、当社の管理区域内であるスキー場内並びに駐車場におけるスキー、スノーボード及び新雪上滑走用具等の盗難に対しては責任を負いかねます。ただし、当社に故意過失があった場合は、この限りではありません。

(標識・指示の遵守)

第5条 利用者は標識、掲示、場内放送、コースマップに記載されている注意事項や警告、パトロール隊員など当スキー場係員の指示に従って行動して下さい。

(禁止行為)

第6条 利用者に対しては、次の各号の行為を禁止します。

- (1) 「スキー場管理区域外」を滑走する事。
- (2) 閉鎖中のコース及び「スキー場内滑走禁止区域」、コース以外のリフト線下に立ち入ったり、滑走したりする事。
- (3) 立木、リフト設備、建物、人工降雪設備、ネット、ロープ、ポール、マットなどの間近を滑走する事。
- (4) 他の利用者の間近を滑走する事
- (5) 他の利用者の滑走を妨げる事。
- (6) 圧雪車、スノーモービルを含む全ての雪上車両に近づく事。
- (7) リフト・ゴンドラの運行を妨げる事。
- (8) 飲酒や薬の服用及び疲労などの影響により、心身が正常でない状態で滑走する事。
- (9) 長時間コース内で立ち止まったり、座り込んだりする事。
- (10) 当スキー場の許可なく、当スキー場内で営利行為（撮影、ビラ等の配布、勧誘、販売、講習）をする事。
- (11) 当スキー場の許可なく、スキー場内でドローンを飛行させる事。
- (12) 空き缶・煙草の吸い殻、その他の物品を指定の場所以外に捨てたり、放置したりする事。
- (13) 犬などの動物をスキー場内に放つ事。
- (14) ロックン広場以外でのそり遊び等を行う事。
- (15) 未就学児のみでリフトに乗車させる事。
- (16) その他、これらに類する行為。
- (17) 当スキー場で滑走禁止用具及び滑走可能用具は下記の通りとする。

滑走禁止用具：スノースクート、スノーモト、スノーバイク、ポールボード、スノードライブ、ポッカール、エアボード、スノーレーサー、スノーチュービング、ソリ

滑走可能用具：スキー、スノーボード、ファンスキー、テレマークスキー、デュアルボード、セパレートボード、スノースケート、スノーフィート、ミニスキー、モノスキー

(徐行義務)

第7条 利用者は、次の各号の状況下では徐行して下さい。

- (1) 徐行の標識のあるところ。
- (2) 地形や障害物で、前方が見えにくいところ。
- (3) シーズン初めや春先などで積雪が十分でないところ。
- (4) 降雪、吹雪、濃霧、日没時などで視界が悪いとき。
- (5) 天候の具合で雪面の高低や凸凹がわかりにくい状況のとき。
- (6) 立木、切り株、茂み、岩石、露出した地形など自然の障害物に近づいたとき。
- (7) リフト設備、建物、人工降雪設備、ネット、ロープ、ポール、マットなど人工工作物に近づいたとき。
- (8) コースの合流地点やコースが狭く上から見通しが悪いところ。
- (9) リフトの乗り場や降り場に近づいたとき。
- (10) コースが混雑しているとき。
- (11) ロックン広場に近づいたとき。
- (12) 業務の為に出勤しているパトロールや運行している雪上車両（スノーモービル）等に近づいたとき。
- (13) その他、徐行しないと危険な個所を滑走するとき。

(滑走時の義務)

第8条 利用者は、次の各号に従って滑走して下さい。

- (1) 滑り出し、他のコースからの合流やコース横断の時は、コース上方からの滑走者を優先させること。
- (2) 滑走中は前方の滑走者の動向を注視し、前方の滑走者との間に安全な距離を保つこと。
- (3) 追い越す時は、追い越される者の不意の動きも考慮した上で、十分な間隔をあけて追い越すこと。
- (4) 転倒した際は、出来るだけ速やかにコースをあげ、コースの脇に避けること。
- (5) コースで立ち止まったり、滑走具を装着して登り降りしたりする時は、コースの端を利用すること。
- (6) 業務の為に出勤しているパトロールや運行している雪上車両（スノーモービル等）がある時は、その業務や運行を優先させ、進路をあけて停止又は徐行すること。
- (7) 流した滑走具で他の利用者に危害を与えないよう、滑走具には必ずリーシュコード（流れ止め）やそれに準ずるものを装着すること。

(引率者・指導者の責務)

第9条 個人やグループ又は団体を当スキー場に案内し、利用者を指導、監督、介護する者（以下「引率者・指導者」と言う）は、この利用約款を率先して遵守して下さい。

2 引率者・指導者は、受講者に滑走技術を教えるだけでなく、この利用約款に定める事項及び安全に滑走する方法も指導して下さい。

3 引率者・指導者は他の利用者の妨げになるような方法や場所で指導する事は控えて下さい。

4 引率者・指導者は天候、雪質、コース状況などを考慮した上で、受講者に不適切な課題を課したり、危険に遭わせたりしないよう指導して下さい。

(受講者の責務)

第10条 受講者は他の利用者に対して何の優先権も持ちません。

2 受講者は引率者・指導者の指示や注意に従うだけでなく、自らこの利用約款に定める事項を守って行動して下さい。

(子供の保護者・付添人の責務)

第11条 保護者・付添人は子供の能力を見極め、子供を危険に遭わせないように十分注意して下さい。

2 保護者・付添人は子供に対し、この利用約款に定める事項について教えるよう努めて下さい。

(事故時の協力)

第12条 事故の当事者及び目撃者は、速やかに事故発生状況をパトロールなど当スキー場係員に通報して下さい。

2 事故が起きた場合、全ての利用者は事故者を救助するよう努めて下さい。

3 事故の当事者及び目撃者は、相互に身元を確認して下さい。

4 当社は、事故が起きた場合、当事者や目撃者を問わず、身元を確認させて頂く事があります。

(安全用具)

第13条 利用者はヘルメットなどの安全用具を着用するよう努めて下さい。

(保険加入の勧め)

第14条 利用者は事故に備えて、あらかじめ傷害保険や損害保険などに加入するよう努めて下さい。

(捜索救助費用の負担)

第15条 この利用約款に違反し、当スキー場外や管理区域外に出て遭難した利用者（以下「遭難者」と言う）や、遭難者の家族、友人及び知人などから、当社に捜索救助の要請があり、当社が遭難者の捜索救助活動を行った場合、当社は遭難者に対し捜索救助に要した、人件費・雪上車両運行費・リフト運行費・照明電気費及びその他発生した一切の費用を請求させて頂きます。

(コインロッカーの利用)

第16条 コインロッカーは物品を一時保管するためにお貸しするものです。ご使用の場合は、この約款によるものとします。

2 収容できないもの

- (1) 揮発性又は爆発物等の危険な品物
- (2) 銃刀類の法律上所持できないもの及び犯罪の用に供される恐れのある物。
- (3) 当スキー場のロッカーを毀損、汚損する恐れのある物。
- (4) 不潔な物、臭気を発する物、腐敗・変質しやすい物。
- (5) 動物
- (6) 貴重品
- (7) その他保管に適さないと認められる物

3 収容できないものを入れた場合の処置

使用期間中及び使用期間経過後の保管期間中において、その週用品が第16条2項に該当した場合又はその疑いのある場合は、当スキー場においてその実績に応じ開錠、保管、廃棄のほか適当な処置をする事があります。

4 使用時の立会

当スキー場において必要と認められた時は、収容品の出し入れに立ち会う事があります。

5 使用期間

利用当日の当スキー場営業時間に準じます。

6 使用料金

利用当日営業時間内において、1回につき料金投入口に表示されている金額と致します。

7 収容品をお引き取りにならない場合の処置

- (1) 使用期間を経過しても収容品をお引き取りにならない場合は、当方にて開錠し、30日間別途保管します。この場合、別途保管中の料金は1日つき第16条6項の使用料金を徴収させて頂きます。
- (2) 別途保管期間を経過しても収容品をお引き取りにならない場合は、その収容品の所有権を放棄されたものとして、当方において適当と認める処理をします。

8 賠償責任

次の各号の一つに該当する場合は、当スキー場はその賠償責任を負わないものとします。

- (1) 第16条2項に掲げる収容品が滅失又は毀損等の損害を受けたとき。

- (2) 鍵の紛失、盗難により使用者が損害を受けたとき。
- (3) 天災、事変その他不可抗力により、収容品が滅失、毀損又は変質したとき。
- (4) 関係官公署から収容品の調査を受け、押収又は証拠品として提出を求められたとき。
- (5) その他スキー場の責めに帰さないとき。

使用者は、ロッカーの使用によって当方又は第三者に損害を与えた時は、その賠償責任を負うものとしします。

9 鍵を紛失した場合

- (1) 使用者が鍵を紛失したときは、直ちに当方に届けで、所定の書類を提出し、鍵の交換費として2,000円（税込）の実費をお支払い頂きます。
- (2) 収容品を受け取る時は、身分証明書又はこれに代わるものを提出して頂きます。

（その他）

第17条 利用者は次の各号に従って下さい。

1 駐車場利用

- (1) 駐車場へ車両を駐車する際は別途表示する土曜日・日曜日・祝日・年末年始において、駐車料金普通車1台1,000円（税込）を徴収致します。尚、普通車1台に4名乗車（幼児含む）の場合は無料となります。
- (2) 駐車場内及び場内通路にて起きた人的、物的損害（車両又はその積載物の盗難、紛失又は毀損）については当社の過失がない限り、原則として責任を負いません。
- (3) 駐車場の停車位置については、係員の指示に従って下さい。

2 リフト利用

- (1) 利用者は、掲示板の注意事項をよく読み、これに従ってリフトを乗降してください。
- (2) リフト乗降に不安を感じる方は、その旨を係員に申し出て、必要な救助を受けて下さい。

3 レストラン利用

- (1) レストラン内では、食品事故発生時の原因究明が困難となる為、持込みの食事は一切ご利用頂けません。乳幼児離乳食及び食物アレルギーを理由とされる場合のみ可能と致します。
- (2) レストランの客席に長時間荷物を置くなど、専有する行為は禁止とさせていただきます。

4 レンタル利用

- (1) レンタル品を破損もしくは紛失した場合、修理費及び損害費を補償して頂きます。
- (2) レンタル品は必ず営業時間内にレンタルコーナーへご返却ください。場内へ放置された際は前項と同様の扱いと致します。

5 利用者により撮影された映像や画像について

- (1) 撮影者と無関係な利用者が写りこんでいる画像や動画の公開によるトラブルは、スキー場では責任を負いかねます。

6 ロックン広場利用について

- (1) 保護者同伴での入場をお願い致します。お子様のみでの入場は出来ません。
- (2) 子供がロックン広場を利用する際は、保護者・付添人が他の利用者へ危害を加えない様に行動を制御して下さい。

7 喫煙場所について

- (1) 基本的に屋内は全ての施設で禁煙とさせていただきます。但し、喫煙所があり喫煙の煙がその他のスペース（禁煙席や導線等）に漂ってこないようになっている場合を除く。

8 スキー場営業期間及び営業時間について

- (1) 当スキー場の営業期間及び営業時間はパンフレット及び公式WEBサイト（<http://www.oze-iwakura.co.jp/>）にて掲示いたします。変更のある場合は、その都度公式WEBサイトにて告知を行います。指定された場所以外は電子タバコを含め禁煙とさせていただきます。

(損害賠償請求)

第18条 当社は、利用約款の故意若しくは過失により、又は利用者が法令若しくはこの利用約款の規定を守らない事により、当社が損害を受けた場合は、その利用者に対し、その損害の賠償を請求させていただきます。

(利用の拒絶)

第19条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当スキー場の利用をお断り致します。

- (1) 当スキー場の利用の申し込みが、この利用約款によらないとき。
- (2) 当スキー場の利用に関し、申込者から当社で対応できない特別な負担を求められたとき。
- (3) 当スキー場利用が法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するものであるとき。
- (4) 泥酔者などスキー場利用上の安全を期しがたいと認められたとき。
- (5) 天災及び天候その他やむを得ない事由により当スキー場利用に支障があるとき。
- (6) パトロールなど当社の係員の指示に従わないとき。
- (7) 利用者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団及び指定暴力団員並びに反社会団体員などであるとき。
- (8) 前各号に掲げる外、正当な理由があるとき。

(利用の制限)

第20条 当社は、天災及び天候その他やむを得ない事由によりスキー場の安全に支障がある場合には、スキー場の全部又は一部の利用を制限させて頂く事があります。

(約款の変更)

第21条 この利用約款は、変更されることがあります。

2 変更を行う旨及び変更後の利用約款の内容並びに効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネット又はその他相当の方法により周知致します。

附則

制定 令和元年5月1日から実施します。

改定 令和3年10月1日